

第 17 章

WTO の紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための具体的方策として WTO の紛争解決手続の活用的重要性を指摘してきている。これは WTO の紛争解決手続が、国際的に合意されたルールに基づき客観的な解決を図る手段として、国家間の経済紛争が不必要に長期化したり、政治化したりするのを避ける上で有効に機能しているためである。WTO の紛争解決手続における履行確保の実態及び原因に関する分析については、2018 年版不公正貿易報告書 359-365 頁を参照ありたい。

1. WTO 紛争解決手続の概要

(1) 紛争解決手続の対象となる紛争案件

DSU 第 1 条 1 は、同了解が適用される協定として、以下のとおり規定している。

①本了解の附属書 1 に掲げる協定の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争

②WTO 設立協定及び本了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決

上記規定に基づいて、具体的に適用される協定の代表的な例は下記のとおりである。

- ・世界貿易機関を設立する協定
- ・関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)
- ・農業に関する協定
- ・衛生植物検疫措置に関する協定 (SPS)
- ・貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)
- ・貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs)
- ・1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定 (アンチ・ダンピング協定)
- ・補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM)
- ・セーフガードに関する協定 (SG)
- ・サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)
- ・知的所有権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS)
- ・政府調達に関する協定 (GPA)

(2) 協議

①DSU 第 4 条協議

WTO の下における紛争解決手続について定めた DSU は GATT 第 22 条及び第 23 条に定められた従来の GATT の紛争手続の基本原則を踏襲することを定めている (DSU 第 3 条 1 項)。協議手続に関しても DSU 第 4 条に規定が置かれており、申立てを受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のため適当な機会を与えなければならない (DSU 第 4 条 2)。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされている (DSU 第 4 条 5)。

DSU 上の協議要請は、協議要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を書面に示し、相手側に送付するとともに、WTO の紛争解決機関 (DSB: Dispute Settlement Body) 等に通報を行うことで成立する (DSU 第 4 条 4)。要請を受けた相手国は、要請を受けた日の後 10 日以内に回答を行い、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、原則として要請を受けた日の後 30 日以内に誠実に協議を始めなければならない (DSU 第 4 条 3)。

協議要請文書は当事国以外の WTO 加盟国にも配布され、当事国以外の加盟国のうち、当該案件に関心を有

する国は、第三国として参加を要請することができる。被申立国が、第三国参加要請国の「実質的な貿易上の利害関係」に十分な理由があると認める場合には、当該第三国は協議に参加できるとされている（DSU 第 4 条 11）。

（3）小委員会（パネル）手続

①パネル設置

WTO 紛争解決手続においては、被申立国が協議の要請を受けた日の後 60 日以内に協議によって紛争を解決することができない場合には、申立国は紛争解決機関（DSB: Dispute Settlement Body）に対し、文書で小委員会（パネル）の設置を要請できる（DSU 第 4 条 7、第 6 条 2）。パネル設置を要請する文書には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明記するとともに、申立ての法的根拠について簡潔な要約を記載する必要がある（DSU 第 6 条 2）。パネル設置要請文書の内容は、パネルの付託事項（terms of reference）を決定する効果があるので、極めて重要である。

DSB の意思決定は原則コンセンサス方式とされているものの、小委員会の設置（第 6 条 1）、小委員会及び上級委員会の報告の採択（第 16 条 4、第 17 条 14）、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認（第 22 条 6）に関しては、DSB の会合に出席している加盟国のすべてが反対しない限り決定が行われる、いわゆる「ネガティブ・コンセンサス方式」が採用されている。小委員会の設置については、DSU 第 6 条 1 に「小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において、小委員会を設置する」と規定されている。

被申立国は、パネルの設置に関して 1 回だけ拒否権を行使できることとなっており（DSU 第 6 条 1）、ほとんどの場合、第 1 回目のパネル設置要請については同意しない。このため、多くの場合、当該案件が議題として登録された 2 回目の DSB 会合においてパネルが設置されることとなる。

当該案件に実質的な利害関係を有するとして第三国参加を希望する加盟国は、パネル設置後 10 日以内に、その意思を表明する必要がある。

②パネル構成

パネルが設置された後は、パネリストの選任手続に進むことになる。パネリストの選任は、通常 WTO 事務局によるパネリスト指名の提案に基づいて行われる（DSU 第 8 条 6）。

一般的には、WTO 事務局が当事国を招集し、出身地域、職歴、専門性等、どのような条件のパネリストが望ましいか又は望ましくないかについて両当事国から聴取する。その後、事務局は、6 名程度のパネリスト候補者の名前と略歴が記されたリストを作成し、両当事国に対して提示する。紛争当事国及び第三国参加した国の国民は、紛争当事国が別段の合意を行った場合を除いて、パネリストを務めることはできないとされている（DSU 第 8 条 3）。

「紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない」（DSU 第 8 条 6）とされているものの、反対の理由がやむを得ないか否かについては緩やかに解釈されているため、事務局から数度にわたって候補者が提示されても双方から受け入れられない場合も多い。

パネル設置の後 20 日以内にパネリストについて合意がなされない場合、事務局長が当事国等と協議の後、パネリストを決定することとなっている（DSU 第 8 条 7）。

③意見書の提出

パネルが構成されると、パネリスト、事務局及び当事国が参加し、パネル手続の日程及び検討手続を確定するためのパネル組織会合が開催される。続いて、パネルの構成から 3 週間ないし 6 週間を経て、申立国は、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書をパネルに提出する。また、申立国の意見書受理後、2 週間ないし 3 週間を経て、被申立国は意見書をパネルに提出する（DSU 附属書三の 12）。意見書の構成について DSU において特段の規定はないが、①序論、②背景となる事実、③手続的論点、④法的主張、⑤結論、の 5 つから構成されている例が多い。

意見書の公開については、「小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない」

（DSU 附属書三の 3）と規定されており、当事国が自らの意見書を公開することは認められている。実際に、米国や EU は自国の意見書の多くを公開しているほか、我が国も自国の意見書の一部について、ウェブ上で公開している。

④パネル会合

パネル会合は通常 2 回行われる。パネル会合は、法廷のような特別の設備において行われるわけではなく、WTO 建物内の通常の会議室を用いて行われ、慣行により、他の WTO における会議と同様、原則、非公開とされている。パネル会合は通常、1～3 日間開催される。

第 1 回パネル会合は、被申立国からの意見書受理後 1～2 週間後に開催される (DSU 附属書Ⅲの 12)。第 1 回パネル会合は、はじめにパネル議長から会合の進め方について簡単な説明が行われ、続いて申立国、被申立国の順に提出した意見書についての口頭陳述が行われる。その後、パネルから当事国に対して質疑応答等が行われるほか、当事国間で質疑応答が行われる場合もある。次に第三国会合が開催され、第三国のステートメント、質疑応答の順で進行される。原則として第三国参加国が参加できるのは第三国会合のみであり、当事国会合には参加できない。

第 2 回パネル会合は、第 1 回パネル会合開催後、通常 2 か月から 3 か月後に開催される。第 2 回パネル会合では、主に第 1 回パネル会合における相手国の主張に対する反論が行われる。第 1 回パネル会合と異なり、第 2 回パネル会合の際に第三国会合は行われないほか、当事国で特別な合意を行わない限り、第三国参加国は、意見書の提出も行うことができず、当事国が提出する意見書も入手することもできない。

⑤中間報告書

第 2 回パネル会合後、パネルから当事国へ中間報告書 (秘密扱い) が送付される。中間報告書にはパネルによる事実認定及び結論が記述されており、当事国は、中間報告書において初めて自国の主張が認められたか否かについて知ることができる。中間報告書の内容について、当事国は技術的な部分について意見を提出し、修正を求めることができる。

⑥最終報告書

DSU において、パネルの構成及び付託事項について合意された日から最終報告書が当事国に送付されるまで「原則として 6 か月を超えない」とされている (DSU 12 条 8)。パネルが 6 か月以内に報告書を送付することができない場合には、送付するまでに要する期間の

見込みとともに遅延の理由を書面により DSB に通報する (DSU 第 12 条 9)。案件が高度に技術的で事実認定が困難なものや、解釈の難しい法的論点が争点となっている等の事情により、パネルにおける審理期間が 6 か月を超える例が近年増加する傾向にある。

中間報告書が当事国により確認された後、通常はそれほど間を空けずに、最終報告書が、まず当事国に配布され (秘密扱い)、その後 WTO 公用語 (英語、フランス語、スペイン語) への翻訳作業を経て加盟国に配布及び公開される。

パネル報告書は、結論部分にパネルの判断と問題とされた措置の是正に関する勧告が記載されている。この結論は DSB において「ネガティブ・コンセンサス方式」による採択に付され、法的な拘束力を持つ「勧告及び決定」(recommendation and rulings) となる。報告書の採択は、報告書の加盟国配布から 21 日目以降 60 日目までに行われる (DSU 第 16 条 1 及び第 16 条 4)。

(4) 上訴 (上級委員会による検討)

当事国がパネル報告書の論旨に異議がある場合、当事国はパネルによる法的解釈の妥当性について上級委員会で改めて審理を行うよう要請することができる (DSU 第 17 条 4)。上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた、WTO 全加盟国を代表し得る常任の 7 人の委員で構成されている委員会で、案件ごとに 3 人の上級委員が担当する (DSU 第 17 条 1、第 17 条 3)。上級委員は、DSB における全加盟国のコンセンサスによって選任される。任期は 4 年であり、1 回に限り再任されることができる (DSU 第 17 条 2)。上訴通知 (Notice of Appeal) は、遅くともパネル報告書が採択される予定の DSB 会合開催前までに提出する必要がある、パネル報告書の採択が、報告書の加盟国配布から 60 日以内に行うことを義務づけていることから、上訴も同 60 日以内に行うこととなる (DSU 第 16 条 4)。

上級委員会への申立ては、パネル報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定され (DSU 第 17 条 6)、原則としてパネルが行った事実認定を争うことはできない。法的解釈と事実認定については、「特定の出来事がある時間及び空間において起きたかどうかの決定は典型的な事実問題である。

しかしながら、所与の事実又は一連の事実が所与の条

約の規定の要件に合致するかしないかは、法的性格付けの問題であり、法的問題である」とする先例がある（EC－ホルモンケース（DS26））。

上訴が行われると、上級委員会から手続日程が提示される。上級委員会手続には主な手続として、①上訴国意見書提出、②被上訴国・第三国参加国意見書提出、③上級委員会会合（口頭聴聞）、の 3 つがあり、①上訴国意見書提出は上訴通知日と同時、②被上訴国意見書提出は上訴通知日から 18 日以内、第三国参加国意見書提出は上訴通知日から 21 日以内、③上級委員会会合（口頭聴聞）は上訴通知日から 30～45 日以内となっている（上級委員会検討手続（WT/AB/WP/6）パラグラフ 21、22、24、27）。なお、上級委員会手続における第三国参加については、パネル手続において第三国参加していたことが必要とされている（DSU 第 17 条 4）。第三国参加国は、意見書の提出及び上級委員会会合への出席が認められる。

上級委員会会合は、原則として①上訴国、②被上訴国、③第三国参加国の順でそれぞれの主張を口頭で陳述する。続いて、上級委員より、当事国・第三国に対して質問が行われ、それに対して回答が求められる。質問は上級委員主導で行われ、当事国同士の質問は通常認められない。上級委員からの質疑応答が終了すると、通常、最後に、当事国・第三国に意見陳述の機会が与えられる。

上級委員会会合を経て、上級委員会は、上訴通知日から原則 60 日以内、遅くとも 90 日以内に上級委員会報告書を加盟国に配布する（DSU 第 17 条 5）。なお、パネル手続と異なり、上級委員会手続においては中間報告書についての規定は存在しない。

（5）報告書採択

パネル、又は上級委員会における検討の結果作成される報告書は、DSB によって採択される。パネル報告書の採択については、DSU において「加盟国にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が加盟国に配布された日の後 20 日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない」（DSU 第 16 条 1）とされている一方、「加盟国への送付の後 60 日以内に紛争解決機関の会合において採択される」と規定されている（DSU 第 16 条 4）。上級委員会報告書の採択については、DSU において「加盟国への送付の後 30 日以内

に採択する」とされており（DSU 第 17 条 14）、パネル報告書とともに DSB 会合で採択され、DSB の勧告及び決定となる。

（6）勧告の実施

被申立国は、措置の是正を勧告する報告書が採択された日から 30 日以内に開催される DSB 会合で、報告書における勧告を履行する意思を表明することとされている（DSU 第 21 条 3）。被申立国が報告書における勧告を速やかに実施することができない場合には、履行のための「妥当な期間」（A Reasonable Period of Time、RPT）が与えられることとなっている（DSU 第 21 条 3）。「妥当な期間」は、当事国間で合意することも可能だが（DSU 第 21 条 3(b)）、合意ができない場合には、期間を決定するための仲裁を求めることができる（DSU 第 21 条 3(c)）。通常、当該案件を審理した上級委員から選任される仲裁人は、報告書採択から 90 日以内に、「妥当な期間」についての裁定を行うこととされている（DSU 第 21 条 3(c)）。また、報告書における勧告を履行するのに必要な「妥当な期間」については、報告書採択から原則 15 か月を超えるべきではないとされている（DSU 第 21 条 3(c)）。DSB は、報告書採択の後、勧告の実施を監視することとされており、関係加盟国は、一定期間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進展につき DSB 会合で定期的に報告を提出する（DSU 第 21 条 6）。

パネル・上級委員会の勧告は、通常、「問題の措置を協定整合的に改めるよう」指示するにとどまり、具体的な履行方法までは示さないことが慣行となっているため、被申立国が履行のためにとった措置の有無やその WTO 協定整合性について、申立国と被申立国との間で意見の対立をみることも少なくない。この点、DSU は「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認のためのパネルを設置することを認めている（DSU 第 21 条 5）。この履行確認パネルは、通常、当該案件の原パネルを担当したパネリストによって構成され、問題がパネルに付託された日から 90 日以内に報告を出すこととされている（DSU 第 21 条 5）。履行確認パネルは、通常のパネル手続と異なり、パネル設置に先立って協議を行う必要はなく、パネル会合は通常 1 回しか開催されない。また、履行確認パネルは、履行の有無等について疑義がある場合、何回でも提起することが可能であるほか、DSU 上に特段

の規定はないものの、実際には上級委員会における審理も行われている。

(7) 譲許停止 (対抗措置)

申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合であって、当該相手国と代償について合意に至らない場合には、DSB の承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる (DSU 第 22 条 2)。具体的には、「妥当な期間」内に履行のための措置が実施されなかった場合や、履行確認パネル・上級委員会によって、被申立国が勧告を十分履行していないことが確定した場合、申立国は DSB に対して、被申立国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止 (対抗措置) を申請することができる (DSU 第 22 条 2) (過去の対抗措置承認申請の事例 (抜粋) については図表 II-17-2 参照)。

ただし、対抗措置の承認にあたっては、対抗措置の分野・程度に関する原則が定められており、紛争分野 (セクター) と同一の分野での措置を優先することや、「無効化・侵害」の程度と同等のものであること等が条件となっている (DSU 第 22 条 3(a)、第 22 条 4)。一方、同一分野での譲許その他の義務の停止ができない、あるいは効果的でないとする場合には、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができることとなっている (DSU 第 22 条 3(b))。さらに、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務を停止できない、あるいは効果的でなく、

かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる (DSU 第 22 条 3(c))。特に後者は、「クロス・リタリエーション」と呼ばれ、例えば、知的財産について規定している TRIPS 協定違反の措置に対抗して、GATT に係る関税の譲許を停止する対抗措置をとる例が挙げられる。このクロス・リタリエーションは、WTO 紛争解決手続における特徴の 1 つとされており、WTO 協定が、物品の貿易だけでなく、サービス貿易や知的財産権の貿易についても規律の対象とすることとなったことに伴って導入されたものである (ただし、その特則として政府調達協定 20 条 3 は「クロス・リタリエーション」を禁止しており、同協定以外の協定に関する紛争によって政府調達協定の譲許その他の義務を停止することはできず、また、政府調達協定に関する紛争によって同協定以外の協定の譲許その他の義務を停止することはできないとされている。)。例えば、米国—綿花 (DS267) ではクロス・リタリエーションによる対抗措置が承認されている (ただし、実際には未発動。)

なお、承認申請された対抗措置の内容・程度について疑義のある場合、被申立国はその妥当性を判断するために仲裁を要請することができる (DSU 第 22 条 6)。仲裁が行われた場合、仲裁の裁定が出された後に、その内容を踏まえて再度対抗措置の承認申請が行われ、DSB においてネガティブ・コンセンサス方式によって承認されることとなる (DSU 第 22 条 7)。実際には、仲裁が要請された後、仲裁判断の発出に至らないまま、二国間での合意が形成されることにより紛争が終了する場合も多い。

2. DSU 改正交渉について

上記のとおり、WTO の紛争処理の実効性は、GATT 時代のそれと比較して、格段に向上した。しかしながら、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委員会の負担の増大や、DSU の手続面の不備など、DSU 制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきていることも事実である。これらの問題点について検討を行っているのが DSU の改善と明確化に関する交渉 (DSU 改正交渉) である。

DSU 改正交渉は、1994 年のマラケシュ閣僚宣言に基づき、1997 年より DSU の条文改正を目指し、紛争解決機関 (DSB) 特別会合において交渉が開始された。とり

わけドーハ閣僚会議の直前である 2001 年 10 月には、日本、カナダ等の 14 か国から、①シークエンス (履行確認パネルと譲許停止 (対抗措置) の順序) の明確化、②紛争解決手続期間の短縮、③第三国の権限強化等を内容とする共同提案が一般理事会に対して提出された。

このような DSU 改正に関する活発な議論を背景に、シングルアンダーテイキング (一括受諾) の枠外としてはあるものの、DSU 改正交渉がドーハ閣僚宣言に盛り込まれ、その交渉期限は 2003 年 5 月に設定された (ドーハ閣僚宣言パラグラフ 30)。ドーハ閣僚宣言後、各国から多様な野心的提案が相次いだこともあり、期限である

2003 年 5 月までに交渉はまとまらず、2004 年 7 月の一般理事会で採択された枠組み合意において、DSU 改正交渉の継続が確認されている。この一般理事会以降、カナダ、ノルウェーを中心とした 7 か国による①シーケンス、②対抗措置の解除手続等に絞り込んだペーパーをたたき台とした議論が行われ、香港閣僚宣言において「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（香港閣僚宣言パラグラフ 34）。

現行 DSU は比較的良く機能しており、改正は必要最小限のものにとどめるべきとの基本認識に基づいて、本交渉の参加国の間で議論が継続されている。例えば、

現在議論されている各国の提案には、我が国と EU による「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シーケンス（「紛争の敗訴国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）」に関する共同提案、米国による「紛争解決手続の透明性の確保」（パネル審理や意見書の公開）、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル等 7 か国による「第三国参加権の拡大」に関する共同提案等が存在する。ただし、2021 年現在、DSU 改正交渉に関する議論は進んでいない。

3. GATT/WTO 紛争解決手続の利用実態

旧 GATT 時代から、協議・小委員会手続を中心とする紛争解決手続は、時期により多少の違いはあるものの、比較的良好に利用されてきた。パネル設置件数について見れば、1960 年代には少なかったが、1970 年代後半から急増している。その後 1995 年 1 月の WTO 発足以来、WTO

の紛争解決手続は一層頻繁に利用されている。

1995 年の WTO 発足から 2021 年 2 月末まで、WTO 紛争解決手続の下で 600 件（協議要請数）の紛争案件が提起された（図表 II-17-3 参照）。

4. 我が国が関与する紛争案件（WTO 発足後）

（1）我が国が申立てた紛争案件

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国通商法 301 条に基づく一方的措置（自動車 100% 関税賦課等、DS6）	1995. 5	—	—	二国間合意により終了（1995. 7）（一方的措置の発動は回避）
ブラジル自動車政策（DS51）	1996. 7	—	—	協議中断（ブラジルが事実上措置撤廃）
インドネシア自動車政策（DS55） （DS64）	1996. 10	1997. 6	1998. 7 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認
米国の地方政府の調達手続問題（DS95）	1997. 7	1998. 10	—	パネル消滅（2000. 2）（米国内で違憲判決）

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
カナダの自動車政策に係る措置 (DS139)	1998. 7	1999. 2	2000. 6 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国の1916年アンチ・ダンピング法 (DS162)	1999. 2	1999. 7	2000. 9 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置 (DS184)	1999. 11	2000. 3	2001. 8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認 (履行期間を徒過しても未だ一部について履行が実施されていない)
米国1930年関税法改正条項 (バード修正条項、DS217)	2000. 12	2001. 9	2003. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認 (履行期間を徒過しても履行が実施されていない)
米国サンセット条項 (DS244)	2002. 1	2002. 5	2004. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認されず
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置 (DS249)	2002. 3	2002. 6	2003. 12 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322)	2004. 11	2005. 2	2007. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322) (履行確認パネル)	—	2008. 4	2009. 8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
EU のIT 製品の関税上の取扱い (DS376)	2008. 5	2008. 9	2010. 8 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置 (DS412)	2010. 9	2011. 7	2013. 5 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
中国のレアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置 (DS433)	2012. 3	2012. 7	2014. 8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
アルゼンチンの輸入制限措置 (DS445)	2012. 8	2013. 1	2015. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置 (DS454)	2012. 12	2013. 5	2015. 10 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
ロシアの自動車廃車税制度 (DS463)	2013. 7	—	—	協議中断 (2014年1月、措置是正)
ウクライナ自動車セーフガード措置 (DS468)	2013. 10	2014. 3	2015. 7 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本産水産物等の輸入規制 (DS495)	2015. 5	2015. 9	2019. 4 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認されず
ブラジルの内外差別的な税制恩典措置 (DS497)	2015. 7	2015. 9	2019. 1 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置 (DS504)	2016. 3	2016. 7	2019. 9 (上級委報告書採択)	我が国の主張容認
インドの鉄鋼製品に係るセーフガード措置等 (DS518)	2016. 12	2017. 4		上級委審理中
韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置 (DS553)	2018. 6	2018. 10		上級委審理中
韓国の自国造船業に対する公的助成 (DS571) (DS594)	2018. 11 2019. 1			二国間協議中
インドによる ICT 製品の関税上の取扱い (DS584)	2019. 5	2020. 7		パネル審理中
日本製ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング措置 (DS601)	2021. 6	2021. 9		パネル審理中

(2) 我が国が被申立国となった紛争案件

案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
酒税格差 (DS8, 10, 11)	EU, 米 加	1995. 6	1996. 11 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
移動電話 (DS15)	EU	1995. 8	—	二国間合意により終了 (1995. 9)

案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
著作隣接権 (DS28, 42)	米国 EU	1996. 2	—	二国間合意により終了 (1997. 1)
フィルム・印画紙市場に関する措置 (DS44)	米国	1996. 6	1998. 4 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
流通サービス措置 (大店法等、DS45)	米国	1996. 6	—	協議段階で実質的には終了
豚肉輸入に係る措置 (DS66)	EU	1997. 1	—	協議段階で実質的には終了
運輸多目的衛星用衛星航法補強シ ステム調達 (DS73)	EU	1997. 3	—	二国間合意により終了 (1997. 7)
リンゴ等農産品に係る輸入検疫 (DS76)	米国	1997. 4	1999. 3 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が容認されず
皮革に係る関税割当制度及び補助 金 (DS147)	EU	1998. 10	—	協議段階で実質的には終了
リンゴの輸入に係る措置 (DS245)	米国	2002. 3	2003. 12 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が容認されず
のりの輸入割当 (DS323)	韓国	2004. 12	2006. 2. 6 (案件の経緯 のみ記載した パネル報告書 を採択)	二国間合意により終了
韓国製DRAMチップに対す る相殺関税措置 (DS336)	韓国	2006. 3	2008. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が一部容認さ れず
韓国製DRAMチップに対す る相殺関税措置 (DS336) (履行確認パネル)	韓国	2008. 9 (履行確認パ ネル設置)	—	パネル手続停止期間が12 か月を超えたため、パネル 消滅 (2010. 3)
韓国向け輸出管理の運用見直し (DS590)	韓国	2019. 9		パネル審理中

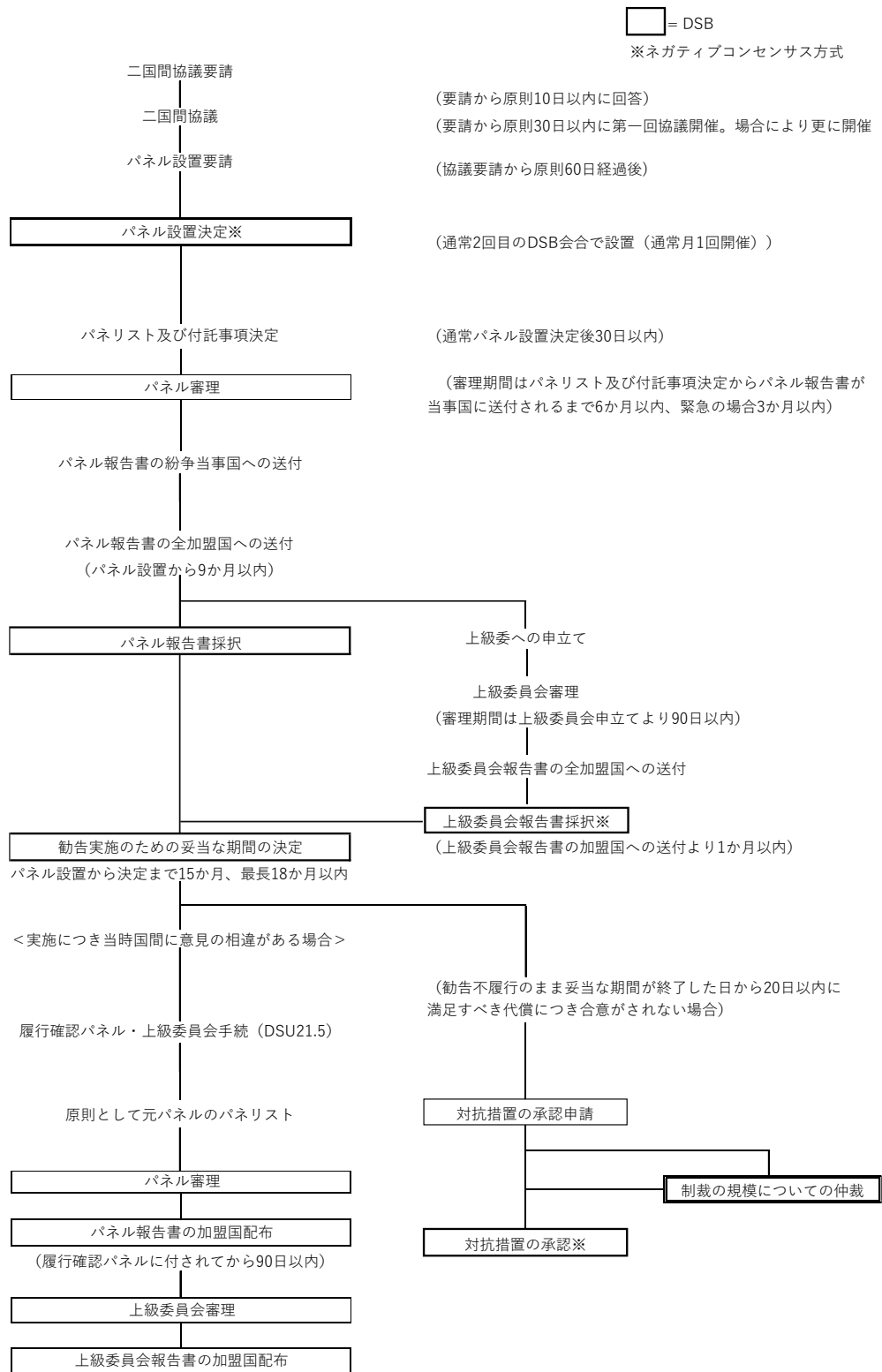
(3) 我が国が現在第三国参加している紛争案件（実質的に終了した案件を除く）

案 件 名	申立国	審理段階
● EUの大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS316)	米国	履行確認パネル 報告書発出済
● インドの農作物の輸入に関する措置 (DS430)	米国	履行確認手続中
● 米国の中国からの太陽光パネル等に対する相殺関税措置 (DS437)	中国	仲裁判断発出済
● 中国の自動車及び自動車部品産業に関する措置 (DS450)	米国	二国間協議中
● EU及び加盟国の再生可能エネルギー分野に関する措置 (DS452)	中国	二国間協議中
● インドネシアによる園芸作物、動物等の輸入制限措置 (DS455)	米国	パネル設置
● インドの太陽光電池及び太陽電池モジュールに関する措置 (DS456)	米国	履行確認手続中
● ロシアの自動車廃車税 (DS462)	EU	パネル設置
● 米国の韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチ・ダンピング及び相殺関税措置 (DS464)	韓国	仲裁判断発出済
● 米国の中国に対するアンチ・ダンピング手続における調査手法及び適用 (DS471)	中国	仲裁判断発出済
● EUのエネルギー政策 (DS476)	ロシア	上級委審理中
● カナダの中国産セルロースパルプに対するアンチ・ダンピング措置 (DS483)	中国	履行確認手続中
● インドネシアの鶏肉輸入規制 (DS484)	ブラジル	上級委審理中
● EUの価格調整手法及びロシア産品に対するアンチ・ダンピング措置 (DS494)	ロシア	上級委審理中
● 中国の原材料に対する輸出税 (DS508、DS509)	米国、EU	パネル設置
● 米国の再生エネルギーに関する措置 (DS510)	インド	上級委審理中
● 中国の農業生産者に対する助成措置 (DS511)	米国	履行確認手続中
● 米国のロシア産冷延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置 (DS521)	ロシア	パネル審理中
● カナダの商業用航空機の貿易に関する措置 (DS522)	ブラジル	パネル手続停止中
● 米国のトルコ製パイプ管に対する相殺措置 (DS523)	トルコ	上級委審理中
● 米国のカナダ産軟材に対する相殺措置 (DS533)	カナダ	上級委審理中
● 米国のカナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置 (DS534)	カナダ	上級委審理中
● 米国のベトナムからの魚の切り身に対するアンチ・ダンピング措置 (DS536)	ベトナム	パネル審理中
● パキスタンのアラブ首長国連邦からのプロピレン二軸配向フィルムに対するアンチ・ダンピング措置 (DS538)	UAE	上級委審理中
● 米国のアンチ・ダンピング及び相殺措置及び入手可能な事実 (DS539)	韓国	パネル報告書発出済
● インドの輸出に関する措置 (DS541)	米国	上級委審理中
● 米国の通商法301条に基づく措置 (DS543)	中国	上級委審理中

案 件 名	申立国	審理段階
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS544)	中国	パネル審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS547)	インド	パネル審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS552)	ノルウェー	パネル審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS554)	ロシア	パネル審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS556)	スイス	パネル審理中
● 米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS564)	トルコ	パネル審理中
● 米国の太陽光パネルに対するセーフガード措置 (DS545)	韓国	パネル設置
● 米国の大型洗濯機に対するセーフガード措置 (DS546)	韓国	パネル審理中
● 中国の通商拡大法232条措置に対するリバランス措置 (DS558)	米国	パネル審理中
● トルコの通商拡大法232条措置に対するリバランス措置 (DS561)	米国	パネル審理中
● 米国の太陽光電池製品に対するセーフガード措置 (DS562)	中国	上級委審理中
● ロシアの通商拡大法232条措置に対するリバランス措置 (DS566)	米国	パネル審理中
● サウジアラビアの知的財産に関する措置 (DS567)	カタール	上級委審理中
● カタールのUAE産品に関する措置 (DS576)	カタール	パネル設置
● モロッコのチュニジア産学習書に関する措置 (DS578)	チュニジア	上級委審理中
● インドの砂糖及びサトウキビに関する措置 (DS579)	ブラジル	上級委審理中
● インドの砂糖及びサトウキビに関する措置 (DS580)	豪州	上級委審理中
● インドの砂糖及びサトウキビに関する措置 (DS581)	グアテマラ	上級委審理中
● トルコの医薬品に関する措置 (DS583)	EU	パネル審理中
● ロシアの通商拡大法232条措置に対するリバランス措置 (DS585)	米国	パネル審理中
● 中国のキャノーラ種の輸入に関する措置 (DS589)	カナダ	パネル審理中
● コロンビア、ベルギー、ドイツ、オランダの冷凍フライドポテトに対するアンチ・ダンピング措置 (DS591)	EU	パネル審理中
● インドネシアの原材料に関する措置 (DS592)	EU	パネル審理中
● EUのパーム油及びアブラヤシ作物製バイオ燃料に関する特定の措置 (DS593)	インドネシア	パネル審理中
● EUの鉄鋼製品セーフガード措置 (DS595)	トルコ	パネル審理中
● 米国の原産地要求について (DS597)	香港	パネル審理中
● 中国の豪州産大麦に対するアンチ・ダンピング/相殺関税措置 (DS598)	豪州	パネル審理中
● EUのパーム油及びアブラヤシ作物製バイオ燃料に関する特定の措置 (DS600)	マレーシア	パネル審理中
● 中国の豪州産ワインに対するアンチ・ダンピング/相殺関税措置 (DS602)	豪州	パネル設置
● ロシアの内国産外国産製品及びサービスに対する措置 (DS604)	EU	パネル設置
● ドミニカの波形鋼板に対するアンチ・ダンピング措置 (DS605)	コスタリカ	パネル設置

(2022 年 1 月現在)

<図表 II-17-1>DSU における紛争解決手続の流れ



<図表 II-17-2>WTO 紛争解決手続における過去の対抗措置承認申請（一部抜粋）

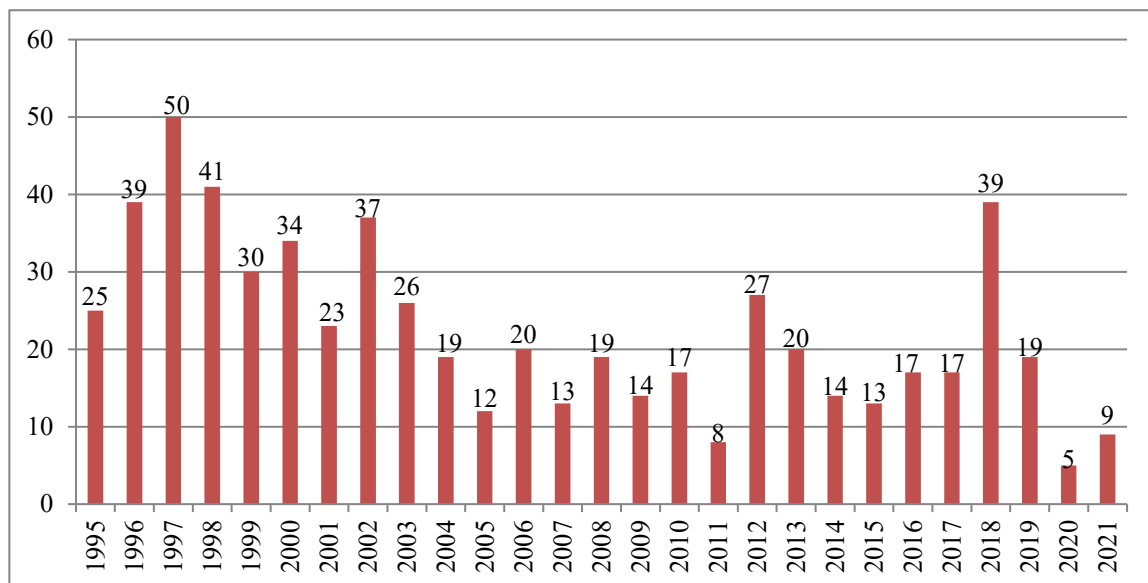
案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
豪州—鮭 (DS18：カナダ)	総額年間4,500万加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—ホルモン牛肉 (DS26：米国)	総額年間2億200万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間1億1680万米ドルの対抗措置が承認。	アメリカは1999年7月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—ホルモン牛肉 (DS48(26と合併)：カナダ)	総額年間7,500万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	カナダに総額年間1,130万加ドルの対抗措置が承認。	カナダは1999年8月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—バナナ (DS27：米国)	総額年間5億2,000万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間1億9,140万米ドルの対抗措置が承認。	米国は1999年4月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。 2001年4月に米・EUが本紛争解決の手段について合意したことをうけ、同年7月に米は対抗措置を撤廃。
EC—バナナ (DS27：エクアドル)	総額年間4億5,000万米ドルの対抗措置を申請。(GATS、TRIPSの一部義務停止)	エクアドルに総額年間2億160万米ドルの対抗措置が承認。	未発動
ブラジル—航空機 (DS46：カナダ)	①GATT第6条の一部義務停止 ②繊維協定上の一部義務停止 ③輸入許可手続協定上の一部義務停止 ④追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) 上記による総額年間7億加ドルの対抗措置を申請。	カナダに総額年間3億4,420万加ドルの対抗措置が承認。	未発動
カナダ—乳製品機 (DS103：米国)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
カナダ—乳製品機 (DS113 (103と 合併) : NZ)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—FSC (DS108 : EC)	総額年間40億4,300万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	ECに総額年間40億4,300万米ドルの対抗措置が承認。	EC は2004 年3 月から2005年1月にかけて、アメリカからの輸入品に対して段階的関税引き上げを実施。2004年10月、米国はFSC税制を廃止
米国—1916AD法 (DS136 : EC)	mirror act制定	裁判所の最終判決又は和解に基づきEC企業が支払う累積金額。	未発動 (2004年12月、米国は1916 年AD 法を廃止)
米国—1916AD法 (DS162 : 日本)	mirror act制定	仲裁判断なし。 (中断されたまま1916AD 法廃止)	—
米国—著作権法 110条 (DS160 : EC)	総額年間122万ユーロの対抗措置を申請。(TRIPS協定に基づく義務を停止し、国境における特別費付加)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
日本—りんご (DS245 : 米国)	①追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止 上記による1億4,340万米ドルの対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—軟材IV (DS257 : カナダ)	総額年間2億加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(過剰徴税額)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—軟材V (DS264 : カナダ)	総額年間4億加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(ゼロイング過剰徴税額相当)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—綿花 (DS267：ブラジル)	①総額年間10億3,700万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ただ、①だけでは効果的でないとして、②、③も要請。 ②知的財産権保護制限 ③GATS保護制限	ブラジルに総額年間2億9,500万米ドル(ただし、額は毎年変動)の対抗措置が承認。 ある年にブラジルがとることができる対抗措置の規模が、同年のブラジルにおける米国からの総輸入量に基づき計算される基準額を超える場合、超過額の範囲で、TRIPS協定及びGATS上の義務を停止することも可能。	未発動 (合意したプログラム実施中には対抗措置を発動しないことで二国間合意)
米国—OCTG (DS268：アルゼンチン)	総額年間4,400万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は中断。 (ITCが米国のアルゼンチン産OCTGに対するAD措置のサンセット・レビューにより措置継続について否定的な決定をしたため)	—
米国—軟材VI (DS277：カナダ)	総額年間42億5,000万加ドルの追加関税付加。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—遺伝子組み換え (DS291：米国)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止 上記による対抗措置を申請。 (義務の停止レベルは、ECの措置による米国の年間逸失利益相当額)	仲裁裁判は中断。	—
米国—ゼロイング (DS322：日本)	総額年間2億4,850万米ドルの追加関税付加。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了(2012年2月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012年8月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—ゼロイン グ (DS294 : EU)	総額年間約3億1,000万米ドルの追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了。(2012年2月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012年6月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—
EU—大型民間航空機 (DS316 : 米国)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②GATS協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約70億から100億米ドルの対抗措置を申請。	米国に年間74億9,662万米ドル(ただし、額は毎年変動)の対抗措置が承認。	米国は2019年10月に、EUからの輸入品に対して追加税を賦課。
米国—大型民間航空機 (二次申立) (DS353 : EU)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②SCM協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③GATS協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約12億米ドルの対抗措置を申請。	EUに総額年間39億9,321万米ドルの対抗措置が承認。	EUは2020年11月に米国からの輸入品に対して追加税を賦課
米国—クローブ入りたばこ (DS406 : イン ドネシア)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②TBT協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③輸入ライセンス協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 上記による対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—相殺関税措置 (DS437: 中国)	総額年間24 億米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間6億4,512万米ドルの対抗措置が承認。	—

<図表 II-17-3>紛争案件数の推移



(注) 紛争案件数は当該年に協議要請が行われた件数であって紛争番号の件数である。

<図表 II-17-4>我が国の申立てによる GATT 時代の協議・パネル案件（一部例外）

(1) 協議

対 象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	第22条1項	1960. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による 関税引上げ)	米国	第22条1項 第23条1項	1980. 8 1982. 4	1981. 7 1982. 11	パネル要請せず
VTR (輸入制限)	オーストリア	第22条1項	1981. 3	1981. 3 1981. 11	輸入制限は廃止
VTR (輸入制限)	EC (仏)	第23条1項	1982. 12	協議せず	仏は通関手続を正常化
半導体 (一方的措置)	米国	第23条1項	1987. 8	1987. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD税の濫用)	韓国	ADコード 第15条2項	1991. 9	1991. 10 1992. 5	米国が1991年10月パネル 提訴 1993年4月パネル採択
支払済AD税のコスト算 入 (AD税の濫用)	EC	ADコード 第15条2項	1992. 4	1992. 10 1993. 4	新AD協定において当該 問題に関する規定が明 確化

米国写真フィルム・印 画紙市場	米国	制限的商慣習に関 する協議について の1960年決定	1996. 10		1996年6月米側から右 決定に基づく協議要請 を受けたところ。これ までのところ、日米双 方の申立てについて協 議は実施されていな い。
--------------------	----	----------------------------------	----------	--	---

※パネルに移行した案件については下記（2）を参照

（2）パネル

事 例	相手国	根拠条文	パネル設置	報告書配布	報告書採択	結 論
補助金の定義に関す る裁定（Zenith事 件）	米国	協議を経ずに 作業部会設置	1977. 5 （作業部 会）	1977. 6	1977. 6	我が国の主張容 認
ECの部品AD規制 （AD税の濫用）	EC	第23条2項	1988. 10	1990. 3	1990. 5	我が国の主張容 認
オーディオ・カセット （AD税の濫用）	EC	ADコード 第15条5項	1992. 10	1995. 4	採択されず	

＜図表 II-17-5＞我が国が GATT 時代に提訴されたパネル案件

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 （上級委報告採択）	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入 制限（23条）	ウルグアイ	1962. 2	1962. 11	先進15か国が一次産品に課してい る制限のうち一部についてGATT違 反を認定。
絹糸輸入制限	米国	1977. 7	1978. 5	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1979. 1	1979. 11	合意に係る経緯を記したレポー トを採択。
皮革輸入制限	カナダ	1979. 11	1980. 11	合意に係る経緯を記したレポー トを採択。
タバコ製品輸入制限	米国	1980. 2	1981. 6	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1983. 4	1984. 5	GATT第11条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	1985. 7		二国間合意により終了。
農産物12品目輸入制 限	米国	1986. 10	1988. 2	国家貿易にもGATT第11条の適用を 認め、同条違反を認定。

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委報告採択)	パネルの結論等
アルコール飲料に関する関税・内国税・ラベリング	EC	1987. 2	1987. 11	酒税制度のGATT 第3 条違反を認定。
半導体 第三国モニタリング措置等	EC	1987. 4	1988. 5	第三国モニタリング措置のGATT 第11条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	1988. 3	1989. 7	関税分類に関して広い裁量を認め、GATT第11条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	NZ	1988. 5		二国間合意により終了。



WTO上級委員会を巡る問題

1. 背景

WTOの上級委員会は、「小委員会（パネル）が取り扱った問題についての申立てを審理する」紛争解決機関（DSB）に設置された常設機関であり、「7人の者で構成するものとし、そのうちの3人が一の問題の委員を務める」とされている（DSU第17条1）。しかし 2017 年6月以降、次々と委員が任期を終え、2020年12月には上級委員はすべて空席となり、審理を行うことができない事態となっている。

通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選考が行われるが、現在にいたるまで、DSBにおいて、選考プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されていない。

2. 米国が指摘する上級委員会に関する問題点

米国は、2018年3月に公表した“The President’s Trade Policy Agenda”において、「最大の懸念は、パネル及び上級委員会が、WTO協定に定められた（加盟国の）権利・義務を加重・縮減していることである」と述べた上で、「米国の長年の立場は、パネル及び上級委員会は、加盟国によって交渉・合意された条文の文言に忠実に従ってWTO協定を適用するよう求められているというものである」としている。その上で、懸念を示す具体例として、①90日期限の無視、②上級委員の任期後の業務の継続、③紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出、④上級委員会による加盟国の国内法の見直し審査、⑤上級委員会報告書を先例として取扱うべき旨の上級委員会の主張、の5点を挙げている。

①（90日期限の無視）について、DSU第17条5は、上級委員会への上訴申立から原則60日以内、最長でも90日以内の報告書発出を上級委員会に義務づけている。米国は、2011年より前は上級委員会がこの期限を遵守し、仮に90日を超える場合には期限を延長すべく加盟国の同意を得る実務となっていたことを指摘する。他方、2011年以降、加盟国の同意を得るべく協議することもなく、期限を遵守できない旨を通知するのみになったとして、上

級委員会のDSUの不遵守や不透明性を批判している。

②（上級委員の任期後の業務の継続）について、上級委員会手続規則第15条は、「上級委員会の委員ではなくなった者は、上級委員会の承認及び紛争解決機関に対する通知によって、委員であったときに割り当てられた上訴の処理を完了することができ、当該人物は、当該目的のためのみ、引き続き上級委員会の委員であるとみなされる」と規定する。米国は、上級委員の任命権限は、本来、紛争解決機関に属しており、加盟国が決定すべき事項であるにも関わらず、上級委員会が同条に基づき、自ら実質的な任命行為を行っていることを問題視している。※ なお、2020年2月には、上級委員会手続規則 第15条に基づき、2件の上級委員会報告書が採択された（DS499、DS505）。

③（紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出）について、米国は、「紛争解決機関が行う勧告又は裁定は、この了解及び対象協定に基づく権利及び義務に従って問題の満足すべき解決を図ることを目的とする」と規定する DSU 第3条4や、「紛争解決制度の目的は、紛争に関する明確な解決を確保することである」と規定する DSU第3条7等を根拠に、紛争解決制度の目的は「法を作ること」ではなく、加盟国が紛争を解決する助けとなることであり、国内裁判所や一部の国際裁判所とは異なり、WTO加盟国はパネル及び上級委員会に「勧告的意見」を発出する権限を与えていないと批判している。

④（上級委員会による加盟国の国内法の見直し審査）について、米国は、DSU 第17条6は、「上級委員会への申立ては、小委員会の報告において対象とされた法的な問題及び小委員会が行った法的解釈に限定される」と定めているにも関わらず、上級委員会が法律問題として加盟国の国内法の意味を審査できると述べ、パネルの事実認定や当事者間で議論のない事実関係に基づかない結論を導いていると批判している。

⑤（上級委員会報告書を先例として取り扱うべき旨の上級委員会の主張）について、米国は、WTO協定の下では上級委員会の判断に先例拘束性は認められないとされているにも関わらず、上級委員会が、「説得力のある理由（cogent reason）」がない限りパネルは過去の上級委員会報告書に従わなければならないと判示し、それにより上級委員会報告書を加盟国が交渉により合意したWTO協定のように扱っていることを批判している。

3. 各国の動き

2019年1月より、ウォーカーNZ 大使（DSB 議長）がファシリテーターとなり、上記2. ①から⑤の問題を踏まえ、上級委の機能を改善するための解決策を模索し、上級委員会の機能停止を回避すべく、本件について加盟国らと協議する非公式会合を複数回開催してきた。

ウォーカーNZ 大使は、2月、5月、7月の一般理事会において進捗を報告した他、10月、12月の一般理事会では、以下の内容を含む決議案について、提案を行った。

【90日期限について】

- ・90日以内の上級委員会報告書発出義務を確認。
- ・当事国は上級委員会と90日を超えることを合意できる、合意をDSBに通知する。

【上級委員会の検討範囲について】

- ・国内法解釈は事実問題であり、上訴対象とならないことを確認。
- ・加盟国は、上級委で事実判断が覆らせようと、過度・不要な主張を行うことを差し控えることを確認。

【上級委員の任期後の業務の継続について】

- ・加盟国が任命権者であることを確認
- ・任期満了180日前に自動的に選考開始
- ・任期満了60前までに担当となり、任期満了までに口頭弁論が終了した件についてのみ、任期終了後も担当を継続

【紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出について】

- ・上級委員会は、当事国が提起していない事項

は判断せず、個別紛争解決に必要な限度で審理をする

【先例的価値について】

- ・DSで先例は作られないことを確認する一方、協定上の権利・義務の法的解釈の一貫性、予見可能性の価値を確認パネル・上級委員会は過去の事案が関連する限りにおいて参照することを確認

【権限逸脱（オーバーリーチ）について】

- ・パネル・上級委、DSBは加盟国の権利・義務を追加・縮減しないことを確認
- ・パネル・上級委は、AD協定第17.6条(ii)に従った、AD協定の解釈を行う

【上級委員会と加盟国との対話】

- ・報告書採択とは別途、1年に一度DSBと上級委員会で非公式対話を実施
- ・上級委の独立性・公平性を確保すべく、上級委員個人や係属案件については議論しないルールを設定する

なお日本は、米国の懸念に手当するため、上級委員会の判断について、「（事実認定ではなく）法的問題のみを扱うことの確認」、「加盟国の権利・義務に変更を加えないことの確認」、「先例拘束性は認められないことの確認」等を内容とする提案を、2019年5月に豪州・チリと共同で提出した。ウォーカー大使の提案は、日本・豪州・チリの共同提案等、加盟国から出された合計12の提案を踏まえ、非公式会合を通じて加盟国の一致点を見出したものであり、一般理事会での改革案の決定及び委員選任プロセスの再開について、日本含む大多数の加盟国が賛同を示したが、米国は「上級委がなぜルールを逸脱してきたのか」、「ルールから逸脱しないことをどう担保するか」について議論がないとして、改革案を支持せず、採択されなかった。

米国 USTR は 2020年2月11日に“Report on the Appellate Body of the World Trade Organization”（全174頁）を公表し、上記①から⑤に加え、新たに⑥失効した措置、⑦WTO他の機関の権限侵害、⑧協定解釈の排他的権限、についても上級委員会の権限逸脱の事例としてあげ、またこうした権限

逸脱が、WTO加盟国が合意していない権利・義務を協定から誤って読み解き、加盟国の政策余地を狭め、非市場経済に有利に働く結果につながったと主張した。具体的には、公的機関の解釈（SCM協定第1.1条(a)(1)）、悪影響の有無のテスト（GATT第1.1条、GATT第3.1条、TBT協定第2.1条）、ゼロリング（AD協定第2条）、第三国ベンチマーク（SCM協定第14条）、「予見されない事情の発展」テストと厳格な因果関係の分析（GATT第19条）、補助金相殺税とAD税の二重救済禁止（SCM協定第19.3条、GATT第6条）などを誤った解釈の事例としてあげた。これらを踏まえ、上級委員会の権限逸脱は紛争処理システムのみならず、WTO全体の効率・機能を阻害しており、恒久的かつ効果的なWTO紛争処理制度の再建には、上級委員会の失敗に関してWTO加盟国全体で折り合いを付ける必要があると主張している。

⑥（失効した措置）について、米国は、上級委員会はWTO協定に不整合な措置に関しては協定に整合するよう勧告をしなければならないにも関わらず、上級委員会は審理手続中に措置が失効した事実を要素として勘案し、勧告を出さないなど、明確に義務違反をしていることを指摘した。その上で、勧告が出ないことによりその後の紛争解決手続（履行確認、対抗措置）を利用できない、被申立国がWTO不整合と認定された措置を手続中に修正又は一時的に撤回することで、是正勧告から逃れようとする事態を誘発すると批判している。

⑦（WTO他の機関の権限侵害）について、米国は、DSB（加盟国）に権限があると明記されている、補助金協定におけるAnnex V手続や、上級委員の任命手続等について、上級委員会が権限もなく指示・意見をしており、DSBの核となる機能が損なわれていると批判している。

⑧（協定解釈の排他的権限）については、米国は、WTO協定においては閣僚会議及び一般理事会が協定の解釈を採択する排他的権限を有することが明確化されている（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第9.2条）にも関わらず、上級委員会は「こうしたプロセスを経てないものもWTOルールを解釈する実質的な合意とみなされる」と主張し、加盟国が合意していないプロセスを経た決

定等に権威付けを行い加盟国の権利を阻害したとして、批判している。

4. 上級委員会が機能を停止している間の暫定的な措置について

EUや中国を始めとする17カ国・地域は、2020年1月にダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合において共同閣僚声明を発出し、上訴を可能とするための緊急措置として、改革後の上級委員会が完全に機能するまでの間に限り、DSU第25条に基づく仲裁手続を利用した多国間の暫定上訴アレンジメントの活用を目指すとした。同年4月、多国間暫定上訴アレンジメント（Multi-party Interim Appeal Arrangement, MPIA）がDSBに通報され、8月に仲裁人10名が選任された。2022年2月末現在、参加国は豪、ベナン、ブラジル、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、EU、グアテマラ、香港、アイスランド、マカオ、メキシコ、モンテネグロ、NZ、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、シンガポール、スイス、ウクライナ及びウルグアイの25か国となっている。MPIAが発効してから1年半が経つが、MPIAを利用する旨両当事国が合意した案件は6件あるものの、うち2件は和解及び申立取下げによりパネル手続が終了した。現在MPIAの下で手続が開始された案件はない。

なおEUは、上級委員会の機能停止に関する対応として、EU規則の改正案を2019年12月に発表した。本規則改正以前は、EUが貿易対抗措置を執るには、WTOの手続を上級委員会審理まで含めて終わることが必要とされていたが、上級委員会が機能を停止している状況では、他国が上訴をすると、拘束力ある判断を受けることを回避できてしまう。このため、MPIAに参加していない他国がWTOによる終局的判断を回避した場合（暫定的な措置を活用しない場合を含む）も、EUが対抗措置を打てるよう手当することを目的とした規則の改正が行われ、2021年2月、欧州議会及びEU理事会の決議を経て制定された。

2022年1月、ブラジルも、EUの規則改正と同様、対抗措置の手当を目的とした暫定法を制定した。本暫定法において、MPIA非参加国が交渉に応じず

空上訴をした場合、ブラジルが対抗措置の意図を通知してから60日が経過した後、対抗措置を発動できる体制が整えられた。同法は大統領権限で発出する暫定法であり、制定後60日以内に議会で承認されれば恒久法となるものと見込まれる。

5. 今後の課題

WTO紛争解決手続は、個別の紛争案件の解決を通じ、多角的自由貿易体制を支える、WTOの中心的な柱の1つであり、最終審にあたる上級委員会について、審理に必要な定員を下回るというWTOルールが想定していなかった事態となった。

パネルの判断は、上訴された場合、上訴審理が終了するまで採択することができないため（DSU

第16.4条参照）、パネルで敗訴した国は上訴することで、紛争解決機関による是正勧告を阻むことができ、紛争解決手続は機能不全となりかねない。

上級委員会の機能の早期回復、紛争解決制度の本来の機能の発揮に向けて、全ての加盟国が積極的に、解決に向けた議論に参加する必要がある。日本もまた、これまでも提案を出すなど、積極的に議論を行ってきたところであり、今後もWTO紛争解決制度の改革に向けた努力を続け、解決の糸口を模索すべく引き続き貢献していく。これとともに、EU等がMPIA、空上訴や経済的威圧への独自の対抗措置を制定する動きを見せていること等も踏まえた、上級委員会の機能停止への対応についても検討を進めることが求められる。